

統一地方選挙の投票所における投票用紙の誤交付について

1 概要

南区内の投票所で、県内への市外転出者である選挙人1人に対し、本来職員を呼んで対応すべきところ、それを行わず、市議会議員選挙の選挙権がないにもかかわらず、市議会議員選挙、県議会議員選挙、県知事選挙の投票用紙を交付し投票させました。

なお、後で確認した結果、県議会議員選挙、県知事選挙については、選挙権がある方でした。

2 発生日時

平成31年4月7日（日） 午前11時頃

3 場所

南区第23投票所（南小学校）

4 経緯

3月28日（木）に市外転出した当該選挙人が、本日午前11時頃に、南区内の投票所に「投票のご案内」を持って投票に訪れました。名簿照合係の民間従事者（60代女性）がバーコードを読み取ったところ、選挙人名簿を照合する端末に「職員を呼んでください。該当の選挙人は県内転出者です」とのメッセージが出ましたが、職員を呼ばずに、投票できる方と判断し、通常選挙人と同様、投票させました。その結果、市議会議員の選挙権がない選挙人に投票させることとなりました。

同日午前11時5分頃、システム上の受付人数が、市議会議員選挙のみ1名少ないにもかかわらず、県内転出者のメッセージで職員が呼ばれたことが1度もなかったことから、民間従事者に確認したところ、メッセージは出たが、システムに選挙人の情報が出たことから、職員を呼ばず、投票させて良いと判断していたことが判明しました。

5 原因

民間従事者に対して、画面上にメッセージが出たら必ず職員を呼ぶことと、投票日当日までに市外へ転出した方は市議会議員選挙の投票ができないことを、本日朝に周知していましたが、徹底されていませんでした。

6 再発防止に向けた取り組み

- 区内全ての投票所に、画面にメッセージが出たら必ず職員を呼ぶことについて、再度徹底しました。
- 市選挙管理委員会を通じ、各区選挙管理委員会に周知し、再発防止の徹底を依頼しました。

7 投票の取り扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取り扱います。

8 南区選挙管理委員会 池尻恵子 書記長（南区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行を徹底している中、このような投票の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

南区選挙管理委員会書記次長（南区総務課長） 野坂 高志 Tel 045-341-1221  
045-341-1227